

## 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

**内 容** 物価高騰などの影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

**支 給 額** 児童1人につき一律5万円

**対 象**

### ◆ ひとり親世帯

区分	対 象	申 請
A	令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人	不要 ※児童扶養手当と同じ口座に振り込みます(5月末)。
B	公的年金などを受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当を受給しておらず、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人	要
C	令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、物価高騰の影響により家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入の人	要

### ◆ ひとり親世帯以外

区分	対 象	申 請
D	市から「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した人	不要 ※「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」と同じ口座へ振り込みます(5月末)。
E	令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合20歳未満。令和5年4月～令和6年2月に生まれる新生児も対象)を養育する父母等で、物価高騰の影響により家計が急変し、住民税非課税相当の収入の人	要



▲市ホームページ

※申請が必要な世帯(B・C・E)は、6月中に受付開始予定です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (住民税非課税世帯への給付)

**内 容** 電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響が大きい住民税非課税世帯を支援するため、給付金を支給します。

**支 給 額** 1世帯当たり3万円

※詳細は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。なお、対象と思われる世帯へは6月中旬以降に個別に通知予定です。

## 障害者手帳アプリ「ミライロID」

**内 容** 4月1日(土)から、市内の一部施設で「ミライロID」が利用できるようになりました。「ミライロID」とは…障害者手帳の情報や利用している制度を登録し、施設利用時などにスマートフォンの画面を提示することで割引やサポートが受けられるアプリです。



※詳しくはミライロIDホームページ、または市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

## 大村市屋外広告物条例施行規則を一部改正します

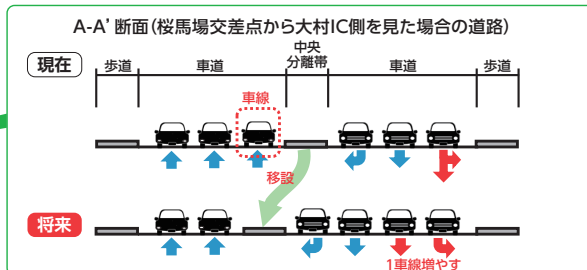
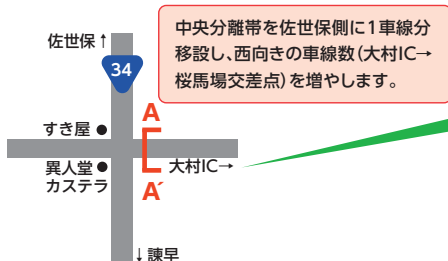
**内 容** 許可地域の区分の変更や、広告物の大きさ・色彩による許可基準を見直しました。  
**施 行 日** 7月1日

	変更前	変更後
許可地域の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼第1種許可地域 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層専用地域</li> <li>▼第2種許可地域 第1種・第3種許可地域以外の地域</li> <li>▼第3種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼第1種許可地域 第2種・第3種許可地域以外の地域</li> <li>▼第2種許可地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域に定められた地域</li> <li>▼第3種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域に定められた地域、箕島町</li> </ul>
広告物の色彩基準	「全ての広告物」が対象	「大規模な広告物(※1)」が対象
広告物の種類ごとの個別基準	許可地域ごとの基準 ※広告物景観形成基準の指定路線沿線地区の基準は第1種許可地域における基準、上小路周辺地区は上小路周辺地区における基準	許可地域ごとの基準 ※上小路周辺地区は上小路周辺地区における基準
禁止区域指定の追加	—	新大村駅前広場付近を追加
禁止地域に指定する道路	九州横断自動車道の市内全区間、長崎空港線・森園公園線の全区間、国道444号、乾馬場空港線・杭出津松原線・古賀島沖田線の一部区間	九州横断自動車道の市内全区間 (禁止地域は指定道路の中心線から両側500m以内の地域でこの指定道路から展望できる地域)
禁止地域に指定する道路・広告物景観形成基準の指定路線沿線地区における指定路線	<p>禁止地域に指定する道路 <span style="color:red">—</span>                      広告物景観形成基準の指定路線沿線地区における指定路線 <span style="color:green">—</span></p> 	<p>禁止地域に指定する道路 <span style="color:red">—</span>                      広告物景観形成基準の指定路線沿線地区における指定路線 <span style="color:green">—</span></p> 

(※1)大規模な広告物…一の住所・事務所・作業場につき禁止地域などで5平方メートル、許可地域で10平方メートルを超える広告物で、次のいずれかに該当するもの  
 (1) 地上広告物のうち、高さが10メートルを超えるものまたは1面の表示面積が15平方メートルを超えるもの  
 (2) 屋上広告物・壁面広告物・突出広告物のうち、1面の表示面積が15平方メートルを超えるもの  
 (3) 高さが20メートルを超える建築物に付随する広告物

## 桜馬場交差点改良工事のお知らせ

**内 容** 渋滞緩和を図るため、交差点の改良工事を行っています。工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。  
**期 間** 4月～翌3月(予定) ※基本的に車の通行が少ない夜間の作業を予定しています。



●県央振興局 ☎22・0166